

令和3年10月14日

保護者様

安城市立篠目中学校長  
長谷部 剛

## 「令和4年度食物アレルギー調査票」の提出について（依頼）

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校生活の安全確保を目的に、お子様の食物アレルギーの実態と学校における管理や配慮の調査を行います。

つきましては、別紙「令和4年度食物アレルギー調査票」に必要事項を記入の上、下記の期日までに、学校へ必ず提出してください。

記

**提出期限 10月29日（金）まで**

### ＜学校におけるアレルギー疾患対応について＞

お子様の学校生活における安全を確保するために、アレルギー疾患がある場合やアレルギー疾患が疑われる場合は、医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。

- 学校生活で管理や配慮が必要な場合に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が、医師により記載されます。
- ※学校で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の用紙を受け取ってから医療機関を受診してください。 → 本調査後、該当するお子様の保護者様に改めて依頼文を配付します。（11月中）
- ※記入にあたり、各医療機関で定められた医療文書料がかかります。  
費用は保護者負担となります。
- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、年1回の提出となります。  
提出が無い場合は、管理できません。
- 書類の提出後、必要に応じ面談等を行い、記載内容を基に、学校の対応を決定します。
- 学校生活で管理や配慮が必要な場面には以下のようなものがあります。
  - ・学校給食（給食の時間）
  - ・食品を扱う授業や活動（調理実習や栽培活動）
  - ・体育・部活動等運動を伴う授業や活動
  - ・校外活動（特に宿泊を伴う校外活動） 等
- 今回の調査後に症状の変化等により、管理を希望する場合は、学校に申し出てくださ

【問い合わせ先 安城市立篠目中学校 教頭 多田 電話 0566-76-1777】

令和4年度食物アレルギー調査票

学校名 安城市立篠目中学校 ( 年 組) ※現在の学年の記入

ふりがな  
児童氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

●各質問について、該当する項目に☑または必要事項を記入してください。

問1 食物アレルギーはありますか。

- 現在症状の出るものがある
- 過去に症状が出て以来食べていない (時期: 歳頃、アレルゲン名: )
- 問2へ
- 過去にあったが現在はない (時期: 歳頃、アレルゲン名: )
- ない。
- これで調査は終了です。この用紙を学校へ提出してください

問2 食物アレルギーのアレルゲン(原因食品)は何ですか。

( ) → 問3へ

問3 摂取時にどのような症状が出ますか(複数回答可)。また、症状が出たときの処置を教えてください。

(1)症状

- 発疹、じんま疹などの即時型皮膚症状 (摂取して2時間以内)  口腔・粘膜症状
- 湿疹など遅発型皮膚症状 (摂取して数時間以上経過後)  咳、喘鳴などの呼吸症状
- 腹痛、嘔吐などの消化器症状  ショック症状 (アナフィラキシーショック)
- その他 ( )

(2)処置

( ) → 問4へ

問4 食物アレルギーに関してエピペンを処方されていますか。

- 現在持っている、または近々持つ予定である。 → 問5へ  
→ 学校生活での安全のため、エピペンの保管方法、緊急時の対応等を学校と相談するようお願いいたします。
- 持っていない。 → 問5へ

問5 学校での食物アレルギーの管理や配慮を希望しますか。

【例】学校給食、食物・食材を扱う授業や活動、運動(体育・部活動等)、校外活動・宿泊学習、  
エピペンや内服薬等の管理・対応 等

- はい → 問6へ(裏面になります)
- いいえ → 食物アレルギーの管理や配慮を希望しない理由を教えてください。  
( )

→ これで調査は終了です。この用紙を学校へ提出してください → 別紙をお渡します。

**問6 お子様にアレルギー症状が出る食品についてのみ、希望する対応方法を選択し○をつけてください。**

※下表〈安城市における学校給食の対応方法〉②～⑤を参考にお答えください。

※症状の出ないものについては○は不要です。

★ 5品目(卵(生・半熟)、そば、落花生(ピーナッツ)、あわび、いくら)は給食では使用しません。

〈安城市における学校給食の対応方法〉

- ①詳細献立表の配付・・・後日学校との面談の際に、下表の28品目のアレルゲン(食品表示基準で定められているもの)等の含有状況が分かる詳細献立表等を配付します。
- ②無配膳対応・・・アレルゲンを含む献立は配膳しない。※飲用牛乳の停止も含みます。飲用牛乳の停止を希望される方には、後日学校から必要書類を配付します。
- ③一部弁当対応・・・アレルゲンを含む献立の代替品(弁当)を持参していただきます。
- ④完全弁当対応・・・学校給食を全て中止し、毎日弁当を持参していただきます。
- ⑤除去食対応・・・対応食(卵除去食)を提供します。(令和4年4月～北部調理場管内のみ)

アレルゲンを含む食品 対応方法		飲用牛乳	★卵(生・半熟)	卵(完全加熱)	乳(飲用牛乳以外)	小麦	★そば	★落花生(ピーナッツ)	えび	かに	★あわび	いか	★いくら	さけ	さば	牛肉	豚肉	鶏肉	ゼラチン
		対	無配膳																
希	一部弁当																		
望	完全弁当																		
	除去食※																		

←※卵除去食は北部調理場管轄内のみ実施。

この他にアレルゲンがありましたら、食品名を追加してください。

アレルゲンを含む食品 対応方法		くるみ	大豆	ごま	カシューナッツ	やまいも	まつたけ	桃	オレンジ	キウイフルーツ	りんご	バナナ	アーモンド					(例)あさり	(例)牛肉	
		対	無配膳																	
希	一部弁当																			○
望	完全弁当																			
	除去食※																			

これで調査は終了です。この用紙を学校へ提出してください→

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校からお渡しします。医師に記入していただいた後、学校に提出してください。文書料がかかります。費用は保護者負担となります。

安城市では、アレルゲンの少ない食材を選定したり、主食及び副菜で同じアレルゲンが含まれないよう献立を作成したりすることで、少しでも同じ給食が食べられるよう配慮しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 安城市の学校給食における食物アレルギーの対応について

安城市では、食物アレルギーを有する児童生徒にも安全な学校給食を提供するため、国や県の食物アレルギー対応指針に準じ、下記のとおり実施します。本市の学校給食における食物アレルギー対応について、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 対応方針

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、学校生活での管理や配慮が必要か不要かについて、医師の診断を受けてください。

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の中の「学校生活上の留意点」において、給食について「管理必要」の場合は、アレルゲン（原因食品）を含む料理・食品については、提供しない「無配膳対応」とし、配膳のないままか弁当の持参をお願いします。

- ・料理の中から、アレルゲンを含む食品を取り除いて食べることはできません。
- ・料理や食品の食べる量を調整して食べることはできません。
- ・調理方法等によって、食べたり食べなかったりすることはできません。

ただし、アレルゲンに関連するものであっても症状誘発の原因となりにくいとされている食品・食品添加物については配膳します。下表のものについてもアレルギー症状が発症する可能性がある場合は、安全な学校給食の提供が困難なため弁当の持参をお願いします。発症の可能性について医師に確認してください。

#### 〈症状誘発の原因となりにくい食品・食品添加物〉

原因食品	食品・食品添加物
卵	卵殻カルシウム
乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
肉類	エキス
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
大豆	大豆油・みそ・しょうゆ

名称：肉だんご  
 原材料名：豚肉、玉ねぎ、パン粉、砂糖、  
 しょうゆ（小麦・大豆を含む）、  
 大豆油（大豆）、発酵調味料、  
 食塩、香辛料

【大豆の例】  
 医師の診断によりアレルギー症状が発症する可能性がある場合は、肉だんごの提供はできません。

●「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の中の「学校生活上の留意点」において、給食について「管理必要」という場合は、以下のようなものがあります。

- ・医師の指示により家庭でアレルゲンを食べている場合。  
※学校給食ではアレルゲンを含む料理・食品を食べることはできません。
- ・牛乳パックの取り扱いや、給食当番、給食を食べるときの席の配置等について、事故防止のためのルールを決定する場合。

## 2 学校給食における原因食品の使用についての情報提供

毎日の学校給食について、各日の料理等に使用されるアレルギー物質を含む「特定原材料等」に指定されている28品目の食品に加えて、パイナップル、あさり、その他の魚介類の含有状況が分かる詳細献立表を毎月作成し、学校給食について「管理必要」な方には、学校より詳細献立表を配付します。また、ウェブサイトに掲載します。

(<https://www.city.anjo.aichi.jp/manabu/kyusyoku/arerugi.html>)

特定原材料 (義務表示) 7品目	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
推奨表示 (任意表示) 21品目	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド

## 3 学校給食における食品等の扱い

- (1) 卵（生・半熟）、そば、落花生（ピーナッツ）、あわび、いくらは使用しません。
- (2) 卵・野菜は、調理場で調理する際、学校給食衛生管理基準に則し75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。
- (3) 果物は生で提供することがあります。
- (4) 主食として提供されるパンには、卵は使用していません。

## 4 学校給食における食物アレルギー対応食（卵除去食）の実施 ※北部調理場のみ

令和4年4月から北部調理場管轄校において食物アレルギー対応食（卵除去食）の提供を開始します。児童生徒のアレルゲンが卵（鶏卵、うずらの卵）のみであり、北部調理場の管轄校に在籍し、除去食を希望される方は、学校へお問い合わせください。所定の用紙を受け取り、申請をしてください。

※対応食（卵除去食）提供による給食費の変更はありません。

※南部調理場の管轄校につきましては、今後順次対応してまいりますのでご了承ください。

北部調理場 管轄校	南部調理場 管轄校
安城中部小、安城東部小、安城北部小、 錦町小、志貴小、作野小、里町小、 桜町小、新田小、今池小、梨の里小	安城南部小、安城西部小、高棚小、 明和小、桜井小、祥南小、丈山小、 二本木小、桜林小、三河安城小
安城南中、安城北中、東山中、篠目中	明祥中、安城西中、桜井中、安祥中

※各学校の担当調理場については、献立表の右上の表示でも確認することができます。

## 5 学校給食における食物アレルギー対応の種類

### ●アレルギーが卵の場合

#### 管理不要



#### 【献立例】

ごはん、牛乳、かきたま汁、照り焼き肉団子、れんこんサラダ、卓上ごまドレッシング  
※下線は卵が使用されている料理・食品です。

#### 無配膳対応



原因食品を含む料理、食品は配膳しません。  
※学校生活管理指導表の提出が必要です。

かきたま汁は、配膳しません。

#### 一部弁当持参



原因食品を含む料理、食品は配膳しません。  
※学校生活管理指導表の提出が必要です。

かきたま汁は、配膳しません。  
無配膳となるおかずを自宅からご持参していただきます。

#### 除去食対応



#### 除去食《卵のみ》

令和4年4月より北部調理場の管轄校で実施。

※主食は対応していません。

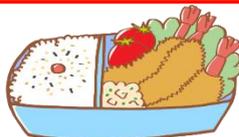
※既製品（オムレツや錦糸卵など）も対応しません。

※学校生活管理指導表及び対応食（除去食）提供申請書の提出が必要です。

かきたま汁の代わりに、卵除去食を配膳します。

### ●アレルギーが複数あるなど、学校給食が食べられない場合

#### 完全弁当



安全な学校給食の提供が困難な場合は学校給食を停止します。

毎日弁当をご持参していただきます。

### ●アレルギー疾患等により牛乳の飲用ができない場合

#### 飲用牛乳のみ無配膳



疾患等により、医師から牛乳の飲用の制限がされている場合は、飲用牛乳を配膳しません。

※飲用牛乳アレルギー等対応申請書および学校生活管理指導表もしくは医師の意見書等の提出が必要です。

牛乳は配膳しません。

## 6 アレルギー疾患等により牛乳の飲用ができない場合

医師から牛乳の飲用が制限されている児童生徒には、飲用牛乳の提供のみを停止することができます。その際、学校生活管理指導表もしくは医師の意見書等の提出が必要となりますので、所定の用紙を学校より受け取り、申請してください。

※対象児童生徒のご家庭へは牛乳代金を返還します。

※医師の意見書等については、各医療機関で定められた医療文書料がかかります。

費用は保護者負担となります。

## 7 学校給食の提供が困難な場合

コンタミネーション等、ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な学校給食の提供が困難なため、弁当をお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

集団給食では、使用する食品及び調理から喫食までの間に、コンタミネーションが発生する可能性があります。

※対象児童生徒のご家庭については給食費の徴収はしません。

※一部弁当を持参する無配膳対応の児童生徒のご家庭については、代金の返還等の給食費の変更はありません。

# 食物アレルギーを有する子どもたちが、 安全安心な学校生活を過ごすために

## お子様の食物アレルギーについて、医療機関で診断を受けましょう

- ・受診の際には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校から受け取り、医療機関に提出してください。
- ・医師は、診断に基づき、学校生活での管理や配慮が必要な場合に記入します。管理や配慮が不要の場合は、記入はありません。
- ・医師が記入するにあたり、各医療機関で定められた医療文書料がかかります。費用は保護者負担となります。
- ・「管理不要」と医師が診断した場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出は必要ありません。ただし「医療機関受診結果報告書」等（医師の診断に基づき保護者が記入）の提出が必要となります。
- ・病状・学校生活上の留意点の変化を確認するため、学校での管理や配慮が必要な場合は、毎年提出が必要です。
- ・保護者様から学校へ受診結果を報告してください。報告に必要な書類等については、学校からお渡しします。



## 学校で食物アレルギーの管理が必要な場面

- ★学校給食
- ★食物・食材を扱う授業や活動
- ★運動（体育・部活動等）
- ★校外活動・宿泊学習
- ★エピペンや内服薬の管理・対応
- 等

令和3年10月14日

保護者様

安城市教育委員会 教育長

## 安城市学校給食食物アレルギー対応食(卵除去食)の実施について

学校給食における食物アレルギー対応として、令和4年4月から北部調理場において食物アレルギー対応食(卵除去食)の提供を開始します。対象となる児童生徒で除去食の提供を希望される方は申請をお願いします。

なお、南部調理場所管校につきましては、今後、順次対応してまいりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

北部調理場 管轄校	南部調理場 管轄校
安城中部小、安城東部小、安城北部小、錦町小、志貴小、作野小、里町小、桜町小、新田小、今池小、梨の里小	安城南部小、安城西部小、高棚小、明和小、桜井小、祥南小、丈山小、二本木小、桜林小、三河安城小
安城南中、安城北中、東山中、篠目中	明祥中、安城西中、桜井中、安祥中

### 1 卵除去食の調理および配送

通常食の調理過程において卵を入れる前に取り分け、アレルギー調理室において担当の栄養士及び調理員により、専用調理器具を用いて仕上げます。

調理完了後、対象児童生徒の名札を付けた専用容器に入れて各学校へ配送し、学校で確認のうえ、食器に移し替え配膳します。

### 2 除去食対応の献立

- ・かきたま汁、親子煮、親子汁、高野豆腐の卵とじ 等

※オムレツや、スコッチエッグ、厚焼き卵、チーズドッグ など、調理場で卵を除去できない料理は対応できません。

- ・前月に学校から配布される「アレルギー詳細献立表」にて除去食となる献立を確認してください。

### 3 対象となる児童生徒

- ・児童生徒のアレルゲンが卵(鶏卵、うずらの卵)のみであること

**【注意】卵以外のアレルギーを重複して持つ場合は安全性の確保のため対象外とします。ただし、そば、落花生、あわび、いくらは給食で使用しないため、卵以外にこれらのアレルギーがある場合でも除去食の提供は可能です。**

- ・医師から学校給食での管理が必要と診断を受けていること
- ・コンタミネーション(※)による発症の危険がないこと

※コンタミネーション:食品を生産する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料が意図せずに混入してしまうこと。

(裏面につづく)

#### 4 申請から除去食提供までの流れ

新小学1年生	在校生	内容
10月初旬 (入学予定小学校より)	10月～11月	・食物アレルギー調査票配布 (新小学1年は就学時健康診断の案内とともに配布)
10月～11月 就学時健診		・食物アレルギー調査票の回収 ・必要児童生徒に学校生活管理指導表の提出を依頼
1月～入学説明会	12月 (懇談会時)	・学校生活管理指導表提出 ・保護者との個別面談の際に【アレルギー除去食提供申請書】を提出
2月	2月	・各学校の食物アレルギー対応委員会において方針の決定
3月	3月	・教育委員会において対応審議及び決定 ・保護者へ除去食対応決定の通知
4月	4月	・食物アレルギー対応の開始
10月 (翌年度除去食継続を希望する場合)		・アレルギー除去食申請書(継続)および学校生活管理指導表の提出

- ・除去食を継続して希望する場合、毎年申請が必要です。「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」とともに提出してください。
- ・除去食を中止する場合は、「アレルギー対応食(除去食)提供中止申請書」に必要書類を添えて提出して下さい。ただし、医師の診断以外の理由で年度途中で提供を中止することはできません。

(お問合せ先 安城市教育委員会 総務課給食係 TEL (0566) 71-2253)

## 学校給食における 食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。  
そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場<sup>\*1</sup>の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等<sup>\*2</sup>は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※1 本指針において「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

※2 本指針において「教育委員会等」とは、公立学校における教育委員会のほか、国立大学附属学校における国立大学法人、私立学校における学校法人等、学校の設置者を指す。